

最高裁でも勝利しました！ ご支援への感謝と報告

～尾崎善子先生の公務災害認定を求める裁判～

2009年10月27日、最高裁は尾崎善子さん（静岡県小学校養護学級担任・静岡県教組小笠支部組合員）の公務災害認定を求める（公務外認定取り消し）裁判で、地方公務員災害補償基金（以下 基金）による上告を棄却する決定を行いました。これにより2008年4月24日の尾崎さんの公務外認定を取り消した（公務災害と認めた）東京高裁判決が確定しました。

多くの皆様のご奮闘、ご支援に感謝

「善子の死を無駄にはしたくない」「学校現場で同じような犠牲者を出したくない」の思いでたたかってきた尾崎さんの弟の正典さん、お父さん、お母さん、ご親戚の方の願いがやっと報われました。善子さんが亡くなられた直後から、学校へ、教育委員会へ、全教へ、無視されましたが尾崎さんが所属された県教組、同支部へと足を運ばれ、独自にも医療機関にも問い合わせ、うつ病についても学習されるなど、その奮闘ぶりには頭が下がる思いでした。安健センターを通じて静岡市教組にも訪れ、そこから支援する会が立ち上がることにもなりました。最近では高裁判決を多数印刷し、各地、各団体に届ける活動も精力的でした。

地裁、高裁、そして最高裁と、塩沢弁護士をはじめとしたはままつ共同法律事務所の弁護士のみなさんは、理解しにくい学校現場の実態やうつ病治療等の状況、過去の判例などを丹念に調べ、また基金の準備書面や上告趣意書などを詳細に検討し、常に的確な反論（準備書面）を提出してくださいました。そして、法廷後の集会や事務局会議、対策会議等々で、進展状況のみならず難しい裁判の仕組みから懇切丁寧に私たちに説明していただいたことは、支援する運動の広がりへのエネルギーとなりました。さらに上告された段階からは過労死弁護団も加わっていただき知恵と力を与えてくれました。お忙しい中提出していただいた天笠医師の意見書は大きな力となったと同時に、私たちもうつ病に対する認識を新たにするなど、この裁判への確信を深める重要な契機となりました。

静岡県働くものの安全と健康を守るセンター（安健センター）や静岡高教組、静岡県評は、基金への申請、審査請求の段階から先頭になって取り組んでいただきました。県内はじめ全国の労災、公災認定のたたかいと連携し、交流を深めることができたことは、運動への大きな励ましとなりました。ほぼ毎月、早朝からの最高裁宣伝・要請行動での全国からの連帯と励ましは、私たちを勇気づけました。

弟の正典さんが、9年前に全教に相談したこと、これも重要な一歩でした。元全教役員の浦岡さんは、東京から浜松まで対策会議に駆けつけてくださり、意見書提出のみならず重要な証人の役まで引き受けてくださいました。情け容赦ない基金側弁護士とのやり取りの場で、誠実にかつ毅然と答える浦岡さんの姿に、傍聴した私たちが感動しました。

全教や教組共闘、政令市教組の会合・集会の場などで支援を訴えたところ、県内をはるかにしのぐ団体署名、個人署名が届き、私たちが赤面する思いでした。また、鈴木裁判、

大友裁判、荻野裁判、東條裁判など全国のたたかいから、直接間接の助言や激励をいただきました。最近では奈良や広島などからの連帯のメッセージもあり、私たちが身を引き締めたところでした。

尾崎さんの地元小笠地区の教職員はじめ静岡県内の教職員、全教静岡も、9年におよぶたたかいで奮闘していただきました。ここ静岡で、署名や意見書を書くこともお願いすることも、なかなか困難な中で、運動を続け、広げてくださいました。地裁で14回、高裁は東京へ5回、日中の裁判傍聴は大変でしたが、退職教職員はじめ常に多くの方が駆けつけてくださいました。本当に心より感謝申し上げます。

確定した東京高裁判決の意義

さて、確定した東京高裁の意義は次の点にあると考えます。

1. 事実認定は同じながら基金の主張・静岡地裁判決を真っ向から否定

2007年3月の静岡地裁判決は、

- ① 2週間の養護学級体験入学の受け入れは大変ではなかった。
- ② 4月に特休に入って3カ月半後の自殺は「職場復帰」へのストレスだった。
- ③ うつ病による自殺は尾崎さん個人の「脆弱性」の問題（平均的な教員なら罹患しない＝平均人基準説）。

というものでした。つまり基金の主張を鵜呑みにしたものでした。

しかし東京高裁は、事実認定はほとんど地裁判決と同じながら、全く正反対の観点で判決を出しました。

基金が上告した主な理由の一つに、「高裁は…公務起因性を判断する事実認定については一審判決と同じなのに、結論が正反対になっている。それにもかかわらず、同じ事実認定を前提としながらも、なぜ結論が異なったのか、その理由を述べていない。明らかに理由不備がある。」としていたのですから、これが退けられたこととなります。これは静岡地裁の判決・判断への批判ともなっているのです。

2. 質的な業務の過重性（体験入学の過重性）を認める

長時間残業などの時間的な過重性ではなく、質的な業務の過重性を認めた、恐らく初めての判決です。基金も地裁の判決も、尾崎さんが体験入学中も年休を取っていた、残業も多くなかったなどを公務災害否定の論拠にあげていました。

ところが東京高裁判決は、異常な2週間の体験入学について「本件体験入学実施により、それまで経験していなかった尋常でない事態に次々と遭遇し、精神的にこれに付いていくことができず、…それまで20年間培ってきた教員としての存立基盤が揺らぎ…精神的に深刻な危機に陥って、気力を使い果たして疲弊、抑うつ状態になった」と、その質的な過重性を認めました。

そして、「体験入学実施期間中に本件体験入学実施による精神的重圧によりうつ病に罹患し、復職間近になって重症化し、うつ病に基づく自殺企図の発作によって自殺したもの

とみとめられるのであり、「本件体験入学の実施の公務としての過重性は優に肯定することができる」としたのです。

3. うつ病は「普通の体の病気」、個人的な「脆弱性」の問題ではない

また気分障害（うつ病等）について、最近の医学的知見から「特殊な遺伝疾患ではなく普通の体の病気」「もともと周期性の病気」等、長い解説を加えています。

基金や地裁判決は、尾崎さんの個人的な「脆弱性」をことさらに強調していたのですが、東京高裁判決は、「うつ病になりやすい性格とは、『問題のある性格傾向』という意味ではなく、むしろ、適応力のある誠実な気質と強く関係する」と明快です。

さらに、「几帳面、まじめ、職務熱心、責任感、誠実という（うつ病に関係の深い）性格傾向を有していても、柔軟性にやや欠ける者であれば教職員として採用するにふさわしくないとは到底いえない」とし、尾崎さんの場合「20年間に及ぶ教員としての十分な勤務実績を上げたことによって裏付けられている」とも言っています。

基金の上告理由の中には、「（東京高裁判決は）うつ病に関する医学的知見の認定についても、医学上の事実認定についても根拠を示さず結論を導き出しているのは理由齟齬なし理由不備である」と言っていました。これが否定されたのですから、働く者にとってのうつ病の罹患（もちろん予防も）について、今後使用者の認識や対応が迫られることとなります。

4. 公務災害認定が法（地方公務員災害補償法）の趣旨

基金や地裁は、「弱い人のために」税金を使うわけにはいかないと主張していました。東京高裁判決はその冷たさに対して、憤っているかのように次のように結んでいます。

「当該公務員が几帳面、まじめ、職務熱心、責任感、誠実、柔軟性にやや欠けるといううつ病に関係の深い性格傾向を有していたことを理由に、当該公務員を公務災害の対象としないことが法の趣旨であるとは、到底理解することができない。」

地方公務員災害補償法の意義を明確に示した判決と言えると思います。

5. 平均人基準説は、最高裁判例にないことが示された

基金の「上告受理申立理由書」では、「公務起因性について、高裁の判決は最高裁の判例に相反している。今までの公務関係の最高裁判決は、公務に過重性が認められなければ、公務起因性がない、公務が単なる誘因に過ぎない場合には、公務起因性を否定、本人基準説は採用していない」とし、高裁の判決は最高裁判決に相反しているので、取り消しを免れない」と述べていました。要するに、高裁の判決は最高裁の判例にないから取り消せ、と言っていたのです。

尾崎さんの弁護団は、詳細に最高裁判例を調べ、基金の主張を批判してきましたが、基金の上告棄却によって、まさに最高裁が「平均人基準説」を取っていないことが、最高裁によって示されたと言ってもいいのではないのでしょうか。

尾崎裁判のたたかいのはじめには、率直に言って、許せないからたたかうが、裁判で勝つことができるだろうか、という思いがあったのも事実だと思います。尾崎さん所属の組合や学校からの支援もなく、まして基金の壁の厚さははじめから知らされていなかったから。その中で、最高裁勝利まで至ることができたのは、冒頭で記した多くのみなさんのねばり強いたたかいがあり、また運動を広げながら学んでいくことができたからだろうと思います。

静岡地裁の不当判決にはがっかりしました。やっぱりだめか、という思いも正直ありました。ところが、地元小笠の同僚から「えっ、あれで公務災害にならなかったの。」という驚きの声が聞こえてきました。表だっては支援できない人も、共感と関心を持って見ているのだということに確信を得ました。

この9年間で、全国の教員の精神疾患罹患が急増し減ることがないという事実を見てきました。実際身近な学校職場でも、他人事ではありません。何とかしなくてはという思いは、日に日に増していきます。このことも私たちの背中を押してくれました。

ただ、画期的な判決が確定したからと言って、その内容を実際に職場で「確定」させるのは、私たちのこれからのたたかいであることも肝に銘じたいと思っています。

最後に、この勝利のうらには、当初からこのたたかいの先頭に立ち、支援する会の事務局で対策会議、署名運動、ニュース発行、学習会の開催、支援要請等々事実上の中心として活躍し、この4月19日に亡くなられた齋藤達雄前全教静岡執行委員長という大きな存在があったことも付け加えさせてください。

まじめで、笑顔が素敵だった尾崎善子さんのご冥福を改めて祈りつつ、ご支援への感謝と報告とさせていただきます。

2009年10月28日

尾崎善子先生の公務災害認定を支援する会

追；10月30日に全静岡教職員組合（全教静岡）は静岡県教育長と交渉しました。

「教育長の立場では、良かったね、とは言えないが、教員としては、良かった、世間の常識、と思う」静岡県教育長

その席で、渡邊全教静岡執行委員長の「尾崎裁判の最高裁判決について、教育長の感想を述べてください。」との要請に、遠藤静岡県教育長は、概要次のように答えました。

「私の立場でものを申し上げると、いろいろと言われるので、コメントは差し控えます。

しかし、私は先生たちがいろいろな形でご苦労されているのを知っています。もしも、立場を抜きにして学校の状況の中で、その一員としているならば、誰でも思っていること、学校に責任はないよとは言えない。

公務災害となると、組織を守る立場にはなるが。

公務災害となるのは当然だと思います。あれだけ苦労してたんだからと。

教育長の立場では、良かったね、と言うと、誤解が生じるから言いにくい。

教員としては、良かった、（公務災害と認定されるのは）世間の常識と思う。」



全国センター通信

毎月1日発行
 年額1,500円(送料込、会員は会費に含む)
 〒113-0034
 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 発行責任者：今中正夫
 Tel (03) 5842-5601
 Fax (03) 5842-5602
 http://www.inoken.gr.jp
 e-mail: info@inoken.gr.jp

うつ病は、「適応力のある誠実な気質と関係している」

尾崎善子先生過労自殺は公務災害

2009年10月27日、最高裁判所第3小法廷(藤田宙靖裁判長)は、地公災基金静岡県支部長の上告を裁判長以下5名全員一致の意見で棄却しました。これで東京高等裁判所の勝利判決が確定しました。

2000年1月、静岡県小笠郡(現掛川市)の小学校に勤務していた尾崎善子先生(当時48歳)は養護学級担任中、養護学校から養護学級へ転入したいと希望した(教育委員会の就学指導では養護学校がふさわしいとされていた)多動性障害のA君の2週間にもわたる長期の「体験入学」を受け入れました。

ところがこの「体験入学」により、今までスムーズに出来ていた授業が成立しなくなり、在籍児童と築き上げてきた学級体制が崩れてしまったことから、著しい心身の負荷により「うつ病」を発症しました。その後、症状が回復しないため、2000年4月から休職、症状の回復に専念しました。しかし、8月、志を半ばにして「苦しい。もうこれ以上生きていけない」と自ら命を絶たれました。

東京高裁で逆転勝利

ご両親は「公務災害」の認定申請をしたものの、基金支部・支部審査会・基金再審査はいずれも公務災害とは認めず、2004年8月、静岡地方裁判所に「公務外認定処分の取り消し」を求めて提訴。2年半で14回の口頭弁論を重ね、公務災害認定を訴えましたが、2007年3月22日、「原告の請求を棄却する」との不当な判決が下されました。

原告は、東京高裁に控訴し、4回の口頭弁論を経て、2008年4月24日に「逆転勝訴」の判決が出されました。東京高裁で出された「原判決(公務外災害認定処分)を取り消す」という判決は、画期的なものでした。

「質的・精神的な過重性」を認める

その内容は、「教員として20年間勤務をした実績



記者会見する尾崎善子さん(母親)と正典さん(弟)

ある先生が、うつ病を発症し、自殺にまで追い込まれてしまった……本件体験入学の実施の公務としての過重性は優に肯定できる」というように、働く者の立場に立ったものであり、過労死・過労自殺について、今までは「時間量」を中心に判断されていましたが、判決は体験入学など「質的・精神的な過重性」を正しく捉え、「うつ病は、普通の体の病気である。うつ病になりやすい性格とは「問題のある性格傾向、という意味でなく、むしろ適応力のある誠実な気質と関係している」というものでした。それは、教育現場で子どもたちの成長を願い、精神的にも肉体的にもギリギリのところまで頑張っている教員にとって、大きな励ましとなるものでした。この東京高裁判決に対して基金側は上告を決め、判決を覆そうとしました。高裁判決以後、「尾崎裁判」は全国各地から大きな注目をうけ、支援されてきました。教員の過労自殺裁判で基金が最高裁まで争い、公務災害と認められたのは全国で初めてです。

(静岡センター 橋本正紘)

〈今月号の記事〉

勤労感謝の日を前に過労死を考えるついで	2面
アスベスト健康被害の全国交流集会	3面
各地：大阪／神奈川／過労死・自死センター 千葉／山口／生協労連／東京民医連 化学一般／東京	4面～6面
泉南地域のアスベスト国賠訴訟結審	7面
ILO駐日事務所が国際労働問題シンポジウム	8面